

## 令和8年度青年農業者等活動支援事業の実施について（第1回募集）

令和8年4月1日  
福島県農業担い手課

若い農業者で組織する団体などを対象として、農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する補助事業「令和8年度青年農業者等活動支援事業」を、以下のとおり実施します。

### 記

#### 1 事業の内容

青年農業者等活動支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき実施します。  
また、補助金の交付については、福島県農政推進事業補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施します。

#### 2 手続き

県の手続きの窓口については農林事務所農業振興普及部農業振興課になります。  
また、農林事務所の所管を超える地域に及ぶ団体等（県域団体等）については、福島県農業担い手課となります。

##### （1）事業の募集

ア 募集期間：令和8年4月1日（水）～4月22日（水）

イ 提出資料：以下の資料を提出願います。

- ・事業実施計画書（要領様式第1号）
- ・申請書（要領様式第2号）
- ・直近の総会資料
- ・組織構成員の名簿（年齢の記載があるもの）
- ・事業費内訳書（任意様式、予算科目ごとの経費の積算が分かるもの）
- ・見積書等、事業費の算定の根拠となる資料
- ・反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（要領様式第3号）
- ・その他、県が必要と認める書類

##### （2）事業実施計画の承認

ア 計画承認時期：令和8年4月30日（木）以降

イ 手続き：2の（1）で提出のあった計画書ほかを審査の上、予算の範囲で事業実施計画を承認します。

##### （3）補助金の交付決定

ア 交付決定時期：計画承認時期以降（補助金交付申請後）

イ 手続き：2の（2）の事業実施計画の承認以降、要綱に基づき交付申請書及び関連書類を提出します。提出のあった書類を審査の上、予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。

##### （4）事業の実施

事業実施期間：補助金の交付決定以降、承認された計画書の事業実施期間内

### 3 追加募集

2の(2)以降、予算の状況により追加募集を行います。

### 4 スケジュール

時 期	内 容
令和8年4月1日(水) ～4月22日(水)	事業募集期間
4月30日(木)以降	事業実施計画の承認
4月30日(木)以降	補助金の交付申請
4月30日(木)以降	補助金の交付決定(指令) 事業実施

### 5 問い合わせ先(電話番号)

- 福島県農林事務所(農業振興普及部農業振興課)
  - 県北農林事務所 024-521-2604
  - 県中農林事務所 024-935-1307
  - 県南農林事務所 0248-23-1555
  - 会津農林事務所 0242-29-5302
  - 南会津農林事務所 0241-62-5253
  - 相双農林事務所 0244-26-1147
  - いわき農林事務所 0246-24-6160
- 福島県農業担い手課 024-521-7340